

令和7年6月19日（木曜日）

建設委員会

第5委員会室

出席委員

井上太良、重田一政、川島淳良、宮下和也、
竹尾浩司、神頭敬介、松岡廣幸、小田響子、
岡部敦吏

開会

9時54分

都市局

9時54分

職員紹介

前回の委員長報告に対する回答

・姫路市市営住宅整備・管理計画について、用途廃止により生じた跡地については、地域の活性化や持続可能なまちづくりを視野に入れ、計画的に利活用を進められたいことについて

市営住宅の今後の在り方については、今年度に策定予定の姫路市住宅計画及び姫路市公営住宅等長寿命化計画の中で、それぞれの住宅の入居申込みの状況や立地等の需要、高度利用の必要性や可能性等を評価した上で、建て替え、改善改修、集約または用途廃止について検討を進めている。

用途廃止により生じた跡地の利活用については、個々の土地の特性等も十分に考慮しながら、まずは庁内で有効に利活用できないか検討していきたいと考えている。

付託議案説明

- ・議案第72号 姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- ・議案第82号 契約の締結について（姫路・英賀保間新駅周辺整備事業南駅前広場外整備工事請負契約の締結）

報告事項説明

・姫路市都市景観形成基本計画の改定・姫路市景観計画の変更に関するパブリック・コメント（市民意見提出）手続の実施について

質疑・質問

10時09分

（質問）

幹第22号線の整備に当たり、工事期間中に通行止めなどの交通規制を行う予定はあるのか。

（答弁）

当該道路は交通量が多いことから、通行止めは行わ

ず片側交互通行規制の実施を予定している。

（要望）

交通規制に伴う影響を可能な限り軽減し、地域住民が安心して通行できる環境を整えられたい。

（質問）

このたび、姫路市都市景観形成基本計画の改定に伴い姫路市景観計画を変更したことについてパブリック・コメントを募集するようだが、市民には変更点が分かりにくいと思うため、もっと分かりやすい説明書類を添付してはどうか。

（答弁）

本編に併せて両計画の要約版も同時に公表することを考えている。要約版は本編をまとめた分かりやすい内容となっており、まずそれを確認してもらい、詳しく知りたいところがあれば本編を見てもらえればと考えている。

（要望）

何らかの注釈を入れた説明資料を添付するなど、対応を検討されたい。

（質問）

姫路・英賀保間新駅周辺整備事業南駅前広場外整備工事で整備される道路周辺には新たにスポーツ施設ができるほか、山陽中学校の生徒が通学路としても利用する予定である。

昨今は夏場に異常な暑さが続き、特に高齢者や子連れ等の歩行者が大変な思いをしているが、同工事における道路のアスファルト舗装に関して、路面温度上昇抑制機能を有する遮熱性舗装の導入は検討していないのか。

（答弁）

現在のところ導入の予定はなく、車道部分には耐久性や経済性等を考慮し、通常のアスファルト舗装を予定している。また、歩道部分については、通常のアスファルト舗装と比較すると熱が籠りにくいインターロッキングブロック舗装を予定している。

今後、道路を新設するときには遮熱性舗装の導入も検討していきたいと考えている。

（要望）

遮熱性舗装は東京オリンピックのマラソンコースにも導入されたように、特段新しい技術でもないように思う。

新たなスポーツ施設ができ、夏場には大勢の家族連れの来場が考えられることから、道路舗装に関しては遮熱性をしっかり考慮した設計にしてもらいたい。

(質問)

危険ブロック塀等撤去支援事業について、現時点での令和7年度の申請件数及び、申請があったものの補助要件に該当せず対象外になった件数があれば説明してもらいたい。

(答弁)

令和7年度の申請件数に関して明確な数字は今持ち合わせていない。令和6年度の申請件数は、個人住宅で27件、社会福祉施設で1件の計28件である。また、申請があったものの補助要件に該当せず断ったものはないと聞いている。

(質問)

通学路をより広義に捉えて、少しでも危険ブロック塀等のリスクを低減するために、集団登校の集合場所に行くところも対策を取ってもらいたい。

令和7年度は予算内でしっかり対応してもらい、令和8年度についても補助要件に該当しないケースがあれば、対象範囲の緩和を検討してもらいたいがどうか。

(答弁)

同事業の補助を開始してから数年たっているが、補助を行うのは自ら申請してきた場合のみであり、実際に通学路でどれぐらい危険なブロック塀が撤去されているのか改めて把握した上で、対象範囲の拡大について検討をしていきたいと考えている。

(質問)

播磨臨海地域道路整備に当たり支障となる緩衝緑地帯の公園施設について、今後の緑地の在り方や公園施設の再配置についてどのように考えているのか。

(答弁)

素案の段階ではあるが、浜手緑地にあるスポーツ施設等の様々な公園施設の一部は、同道路のルート上に予定されているものもある。

将来的に事業化する段階で、必要な施設を再配置するかどうかも含め、関係部局とともに検討していきたいと考えている。

(質問)

現在緑地となっているところは樹木を伐採する必要があると思うが、伐採後に改めて植樹するのか、あ

るいは伐採したままにするのか、どのように対応する予定であるのか。

(答弁)

浜手緑地は緩衝地帯であり、必ずしも樹木がないといけないというわけではないと思っている。

現在は、公園や道路の街路樹についてはどちらかという樹木を伐採していく方向であり、一般的には緑地を拡大していくことはないと思っている。

しかしながら、緑地の重要性も理解しており、緑地が必要な場所を見極める必要があることから、事業化の段階で、どのようなものがどの場所に設置されるのかということによって判断する必要があると考えている。

(要望)

緑地を一概に残す方向にはならないことは理解するものの、なくしてもいいとは思わないため、緑地の在り方についてしっかりと検討してもらいたい。

都市局終了

10時27分

上下水道局

10時27分

職員紹介

前回の委員長報告に対する回答

・ウォーターPPPの取組について、厳しい財政状況の中、官民連携により民間企業のノウハウや創意工夫を活用することで、将来にわたって持続可能な下水道事業の運営ができるようしっかりと取り組まれないことについて

昨年度から、民間事業者の関心の度合いや導入に際しての意見、要望等を把握するため、マーケットサウンディング調査を実施している。民間事業者が参入しやすい環境を整え、官民双方がウィン・ウィンとなるような事業運営を目指して、引き続き、ウォーターPPP導入検討の作業を進め、官民連携による経営効率化により、持続可能な下水道事業の運営が図られるよう取り組んでいく。

・令和3年第1回定例会において、東部析水苑敷地内のグラウンドを他の少年野球チームも利用できるように要望したにもかかわらず、依然として特定のチームが専用グラウンドとして利用している状況が継続していることから、他のスポーツ団体にも門戸を広げるとともに、東部析水苑を管理する上下水道局が責任

を持って、一般開放に取り組みたいことについて

庁内及び地元等関係者と調整を進めており、市内の野球チームの練習場としての開放を早期にスタートできるように、上下水道局が責任を持って取り組んでいく。

付託議案説明

- ・議案第 81 号 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

報告事項説明

- ・甲山浄水場更新事業新浄水場建設事業について

質疑・質問

10時34分

(質問)

議案第 81 号、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、部分休業制度に関して、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態に加え、1 年につき 2 時間以上で 10 日相当を超えない範囲内の形態を設けることとあるが、追加された形態について説明してもらいたい。

(答弁)

取得時間数の合計が 10 日を超えない範囲で、1 時間単位でも 1 日単位でも取得することができるというものである。

(質問)

1 日 8 時間勤務の場合は、合計 80 時間が上限となるのか。

(答弁)

1 日は 7 時間 45 分勤務となっており、最大 77.5 時間まで取得できる。

(質問)

有給休暇よりも先に部分休業を取得することは可能なのか。

(答弁)

制度としては取得可能であるが、部分休業は無給であるため、まずは年次休暇や子の看護等休暇などの有給休暇を先に取得し、当該休暇を消化した後に部分休業を取得することが多いのではないかと想定される。

(質問)

当該制度が絵に描いた餅とならないよう、部分休業を取得しやすい職場環境をしっかりと整備されたいかどうか。

(答弁)

当該制度を柔軟に取得できるように、係単位や課単位で業務を分担し、業務の平準化に努めていきたい。

(質問)

甲山浄水場更新事業における新浄水場建設事業について、既設の甲山浄水場移転後の跡地はどのように利活用する予定であるのか。

(答弁)

新浄水場の完成後に、既設の甲山浄水場内の水の館を撤去して、その跡地に、市川の水を取水した際に生じる砂等の不純物を沈める沈砂池を造る予定である。

また、将来的には新浄水場の建て替え用地として考えている。

(質問)

ウォーター P P P 導入の進捗状況はどのようになっているのか。

(答弁)

令和 7 年 3 月に事業者向けに説明会を開催し、参加した 55 者に対してアンケート等を実施したほか、個別に機会を設け、業者の考えをヒアリングしている。

その中で実際に参入することに興味があるという声を多く聞いており、それを踏まえて次の段階へ進めていく予定である。

同アンケート結果は誰でも閲覧できるよう、市ホームページに掲載している。

(質問)

ウォーター P P P 導入に関して、契約時に見積もった事業費が民間事業者の工夫等によって縮減した場合に、それを官民でシェアするプロフィットシェアの割合についてどのように考えているのか。

(答弁)

先日実施した同アンケート調査の結果等を踏まえ、様々な機会を捉えて事業者と調整していきたい。

(質問)

令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で起きた下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故のほか、令和 7 年 4 月から 5 月にかけて、京都市下京区や大阪市城東区で水道管が破損し、大規模な浸水被害が発生するなど水道管の老朽化による事故が相次いで発生しているが、同様の事故を未然に防止するため、本市ではどのような点検を実施しているのか。

(答弁)

下水道については、1月の埼玉県での大規模陥没事故を受けて、国が緊急点検として、陥没箇所と同様の大規模な下水道管路を管理する7都府県13か所の流域下水道管理者に対して、下水道管路施設に対する緊急点検と補完的に路面下空洞調査の実施を要請した。

本市では該当はなかったものの、3月に全国特別重点調査として、管径が2メートルを超える管と設置後30年以上経過した管を対象に緊急点検を実施するよう国から要請があったため、現在、当該調査委託を発注し、点検準備を進めている状況である。

一方、水道に関しては、令和7年5月に、国土交通省から、緊急輸送道路下に埋設されているダクタイル鋳鉄管を除く老朽化した鋳鉄管の緊急調査を実施するよう要請があったものの、本市では対象となる水道管の布設替えを既に完了していたため該当がなかったことから、本市において独自に、当該道路以外の同材質の水道管に対して緊急点検を実施し、異常がないことを確認している。

また、兵庫県の人工衛星画像を活用した漏水調査に参画したところ、本市において漏水の可能性のある箇所が約800か所示されたことから、今後詳細な調査・点検を実施しようと考えている。

(要望)

漏水の可能性のある箇所が約800か所もあるのは大変だと思うが、しっかりと点検を進められたい。

(質問)

令和7年4月に本市が実施した地下水の水質調査のうち、1地点でPFASが国の定める暫定指針値を超過する地点があったということだが、この件に関して市民からの問合せはあったのか。

(答弁)

本市では、令和2年度から23浄水場の水道原水28か所及び水道供給水41か所のPFOS及びPFOAの調査を実施しており、これまで国の暫定目標値を下回っていることを確認している。

しかしながら、4月に実施した環境政策室の調査で一般の井戸水でPFASが暫定指針値を超えていることが判明し、市の水道水は大丈夫かという問合せが1件だけあったものの、本市の調査結果を説明し、水道水については安心して飲んでもらえることを説明

した。

(要望)

今後も地下水の水質調査を実施し、市民から相談があった場合はしっかりと対応されたい。

上下水道局終了

10時50分

建設局

10時50分

陳謝

・都市計画道路広畑幹線ほか1路線橋梁下部(その3)外工事において、開札後の積算疑義申立てにより設計図書に誤りが発見されたため、入札を中止したことについて

職員紹介

前回の委員長報告に対する回答

・飾磨中央公園の再整備について、Park-PFI制度の導入は本市初の事例となることから、同公園の魅力向上に向けしっかりと取り組むとともに、その効果を十分に検証されたいことを。

また、他の都市公園への導入については、地域の特性を見極めつつ、同公園の検証結果も踏まえて判断されたいことについて

飾磨中央公園については、令和7年4月1日に事業者の公募指針を公表し、4月18日の指針説明会を経て、5月16日に指針等に係る質問に対する回答をホームページにて公表したところである。説明会には複数の事業者の参加があり、当該事業に興味を持っていることが確認できた。

今後、事業者による指針の内容に即した魅力ある公園となる提案を期待しているところである。

また、他の公園への本制度の導入については、飾磨中央公園における効果を十分に検証した上で、慎重に進めていきたいと考えている。

報告事項説明

- ・入札事務について
- ・広畑幹線ほか1路線の事業進捗について

質問

11時01分

(質問)

都市計画道路広畑幹線ほか1路線橋梁下部(その3)外工事の制限付一般競争入札について、違算があったのはA1橋台とA2橋台になるのか。

(答弁)

発注はA1橋台とA2橋台であるが、違算が判明したのはA2橋台である。

(質問)

違算による入札中止の影響により、どのぐらい工期に遅れが生じるのか。

(答弁)

当初の予定では令和7年第2回定例会終了後に契約を行い、令和8年10月末で完了予定であったが、改めて令和7年第3回定例会で契約議案を提出し直し、工期を令和9年3月までとして設定する予定である。

(質問)

半年ほど遅れるということなのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

再発防止対策として、市独自ルールにおけるその他の類似項目などについても内容を確認し、是正等の対応を行うとあるが、具体的にどのように対応していく予定なのか。

(答弁)

類似事項に関する施工単価表の手順書をより分かりやすく整備するべく、手順書の内容の是正に取り組んでいる。

(質問)

設計書記載項目について、小規模歩掛を適用するために単位数量変換が必要であったものの、その手順に誤りがあったようだが、どのようなチェック体制であったのか。

(答弁)

手順書の作成段階において複数人がチェックを行ったにもかかわらず誤りを見逃してしまったことから、今後は二重、三重と、よりチェックの回数を重ねて対応していきたいと考えている。

(質問)

地元住民が早期の整備を期待している都市計画道路であるため、当該工事が遅延すると住民も不安に感じると思う。工期がこれ以上遅延しないよう、しっかりと対応されたいがどうか。

(答弁)

橋梁上部工事における工場製作期間の見直し等により、広畑幹線ほか1路線整備事業全体の事業完了が

令和9年度末から2年延伸すると想定しているが、当該工事の遅延は当該事業全体の進捗には影響しない。

(質問)

入札事務の違算について、大規模単位から小規模単位にする目的は、大規模工事の歩掛を採用すると単価が非常に安くなり事業者が受注することが難しくなることから、単価を割増しするためではないかと思っている。

違算が生じた原因として、単位数量変換時のルールが設計する職員により異なっていたためではないのか。基本的に皆が同じルールに基づいて単位数量を変換しなければ、今後も誤差が生じてしまうのではないのか。

(答弁)

違算が生じた背景として、基準になる県の基準書は10空立方メートル単位であるが、県のシステムは100空立方メートル単位に修正した上で運用されている。

事業者から、本当に県の基準書どおりになっているのかという問合せが過去にあったことから、県のシステムでの数値を10空立方メートル単位に変換して市のシステムに掲載する作業においてミスが生じたしまった。

市としては、事業者に県の基準書どおりの単位で表示したほうがより分かりやすいのではないかと考え、担当者や課での独自ルールではなく、庁内統一のルールに基づき計算を行っていた。

(質問)

多重チェックをしたにもかかわらず今回のミスが生じてしまったため、今後は機械的なチェックをかけられるような仕組みが必要ではないかと思う。

入札中止により、入札参加業者の積算努力が無駄になり、社会的な損失が生じることから、設計積算において違算が生じることがないように再発防止策を徹底されたいがどうか。

(答弁)

単位数量変換について、工事技術検査室とも協議を行い、市独自で設けているシステム項目について必要のないものであればなくすよう、全庁的な取組を進めている。

また、民間事業者が使用している積算ソフトを市でも購入し、積算チェックも毎回行うようにしており、

重複したチェックを行いながら、ミスを引き起こさないように今後もしっかりと再発防止策を進めていきたい。

(質問)

公園愛護会は公園の近隣住民で組織されたボランティア団体であるが、公園のトイレ掃除は地区によっては子ども会が行うようになっており、子ども会が解散してなくなってしまった地区では問題になっているケースも見受けられる。

公園愛護会の活動内容は国の法律で定められているものなのか。

(答弁)

公園愛護会は特に法に定めはなく任意で結成された団体であり、清掃に協力してもらっている。トイレ掃除は、同様に結成したトイレ愛護会で掃除してもらっている。

(要望)

公園愛護会のほか、別に結成されているトイレ愛護会にも補助金を出しているとは思いますが、子ども会の役員が夏休みの間、昼間に順番に出てきて公園のトイレ掃除をさせられるため、一部では子ども会の加入をやめようかという話になっており、本来は地域のためにある公園が地域のコミュニティを崩すような状態になりつつある。

公園愛護会について法に定めがないようであれば、行政側もう少し柔軟に対応してもらいたい。

(質問)

都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準はどのように定められているのか。

(答弁)

都市公園法施行令で定めている国の基準を参酌して、本市では都市計画区域内で 1 人当たり 10 平方メートルを目標に公園整備を進めている。

(質問)

平成 28 年度に実施された都市計画法施行令の一部改正により、地方公共団体の判断において公園等の設置が義務づけられる開発区域の面積の最低限度の緩和を行うことが可能となったことを受け、以前に当委員会で行政視察を行った金沢市では小規模な公園を統合再編するなどの取組を行っていたが、本市においてはどのような取組を行っているのか。

(答弁)

地域によっては公園が密に存在するなどの偏りは多少あると思う。

金沢市で実際に小規模な公園を廃止できているのかは分からないが、都市公園法に、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないという保存規定の条項があり、県と協議を行う上でも、まず大前提として公園をむやみに廃止できないということがある。

糸引公園、天満公園などの大規模な公園を新たに整備することで本市の公園全体の面積が増加するため、周辺にある不要な公園を廃止することは可能であり、現在はそのような対応を取っている。将来的に、法律で公園を廃止してもよいと規定されれば、公園の統廃合を行っていきたいと考えている。

(質問)

例えば、草が繁茂しているような公園が幹線道路用地の対象となると地元の合意もスムーズに進むと考えられることから、法におけるその他首長が必要と認めたとき等の項目を上手に組み合わせると、公園の統廃合に対応できるのではないかと。

(答弁)

そのような条項はあるものの実態とは乖離があり、県や国に対して、もう少し柔軟な運用をしてもらえよう協議をしていきたいと考えている。

(質問)

公園を廃止しようとしても、県や国の対応が障害となっているのか。

(答弁)

県、国との調整が必要であると考えている。

(質問)

広畑幹線ほか 1 路線の事業進捗について、事業期間延伸の要因の 1 つに用地買収の難航とある。現時点で事業期間は 2 年遅れとなっているが、用地買収はいつまでに完了しようと考えているのか。

(答弁)

令和 11 年度の事業完了を目標として進めており、令和 9 年度頃には土地に関する処理は完了したいと考えている。

(質問)

事業開始時にはいつまでに土地の買収を完了する

予定であったのか。

(答弁)

当初は令和7年度中には完了したいと考えていた。

(質問)

令和9年度には土地の買収は完了できる見込みであるのか。

(答弁)

交渉事であり、頑張っていくしかないところもあるが、最終的には土地の収用も視野に入れて対応していく必要もあると考えている。

(要望)

事業期間がこれ以上延伸しないよう、用地買収の交渉を含め、今後の進捗管理をしっかりと行われたい。

(質問)

令和7年第2回定例会で質問のあった交差点名標識をはじめとする道路構造物等の異常に関して、各道路管理者間で市民からの通報の共有を図るなど連携に努めていくとの答弁があったが、湾岸線だけではなく砥堀でも同様に文字が剥がれている標識があり、しっかりと対応してもらいたいどうか。

(答弁)

市道については随時、標識を改修しており、市内で問題が生じている標識は5枚だけであったが、それらは令和7年5月中には全て改修を終えている。

一方、県道においては、平成18年にのじぎく兵庫国体が開催されたときにまとめて設置された標識の状態がだんだん劣化し、老朽化してきている。

県とも常に連絡を取り合っており、しっかりと対応していきたい。

(質問)

新聞で報道された英賀保地域をはじめ、白浜や砥堀、飯田など、様々な地域に住む住民から標識が剥がれていると聞いており、しっかりと対応してもらいたいどうか。

(答弁)

県からは、800枚以上の標識が剥がれていることを把握しているが、予算上、年間100~200枚程度しか修理できないため順次対応していくと聞いている。

(要望)

しっかりと対応されたい。

(質問)

令和7年4月1日に手柄山中央公園の名称を手柄山平和公園に変更したにもかかわらず、交差点名標識の英語表記は依然として手柄山中央公園のままであり、しっかりと点検してもらいたいどうか。

(答弁)

公園の名称を変更する話が出たときに、県に対して令和6年度中に変更するよう依頼しているものの、まだ変更されていない。

(質問)

大津にある天満公園は現在整備工事中であり、バリアケードが設置されているが、いつ頃整備が完了する予定であるのか。

(答弁)

事業認可上は令和11年度であるものの、現在、早期の整備完了を目指しており、令和11年度まではかからない見込みである。

(質問)

夏場の路面温度は非常に高くなるが、遮熱性舗装の導入についてどのように考えているのか。

(答弁)

過去にも、試験的に舗装表面に遮熱性塗料を塗ったことがあり、夏期の路面温度が何度か下がることは分かったが、市内全域に拡大するところまでは考えていない。

路面温度の上昇を10度程度抑制するというのはメーカーのうたい文句であるが、気温が40度近くなる真夏に遮熱性舗装による効果がどこまであるのか疑問に思うところがあり、導入については今後の課題としたい。

(要望)

東京オリンピックのときは、マラソンコースの都道に道路の温度上昇を抑える舗装を施していた。夏の暑さから子どもを守る観点からも、費用対効果を考慮した上で、効果があるのであれば遮熱性舗装を導入してもらいたい。

(質問)

手柄山周辺の陸上競技場や県立武道館などで週末に大規模なスポーツ大会が開催されると周辺の駐車場はどこも満車となり、施設付近にある手柄山平和公園みんなのさくら広場の駐車場も大会の参加者が使用しており、公園利用者は公園から遠く離れた駐車場

を使用している状況ではないかと思われる。

令和8年3月にJR新駅が供用開始される中で公共交通の利用を促進する必要があること、また、土日祝日に大規模なスポーツ大会が手柄山周辺で開催されると同公園利用者が公園の駐車場を使用できない状況になる可能性が生じてしまい、何らかの対応が必要ではないかと思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

令和8年10月にひめじスーパーアリーナがオープンする予定であるが、基本的には公共交通をできる限り利用してもらい、駐車場は新たに増設しないという考え方であるため、まずはオープン後の状況を確認したい。

その後、同公園利用者が車を止められない状況が多発するようであれば、駐車場を増設する可能性もあるのではないかと考えている。

(質問)

週末に手柄山周辺で大規模なスポーツ大会が開催されると、手柄や飯田、中地などの地域を多くの車が通り、地域住民から様々な苦情が届いている。

同公園の駐車場は1回200円であり、公共交通を利用するより車で行くほうが安く感じられてしまうことから、手柄山周辺住民の生活環境の維持を考慮し、平日と休日の駐車料金の差をつけるなど様々な対策を考えてもらいたいどうか。

(答弁)

同公園の駐車場料金は幾ら駐車していても1回200円であるため、JR新駅が開業した後はパークアンドライドに使われるなど本来の公園利用者が止められなくなることが予想されるため、駐車料金に関しては時間制も含めて今後検討していく。

(質問)

都市計画道路広畑幹線ほか1路線橋梁下部(その3)外工事の制限付一般競争入札の積算誤りについて、同工事は広畑幹線外1路線の事業の一部であり、違算があったのは総工事費約8億円のうち200万円の工事である。

複数の職員が違算を防止するため、多大な労力と時間をかけてチェックを行っていると思うが、市の技術職員はただでさえ少なくなっているのに、違算のチェックに多大な労力を割く必要があるのかと個人

的には思う。

入札方法や積算方法をより簡潔にして、職員がもっと現場へ出てよいものをつくれる方向に力を尽くしてもらいたいどうか。

(答弁)

違算を完全になくすことは困難ではあるが、繰り返し突き詰めてチェックを行い、必ずなくす努力をする必要があると私どもは思っている。

職員は今回の橋梁の設計に約3か月かけているほか、違算のチェックは隣の係の係長や主任も加わり、5段階ぐらいのチェックを行っている。それでも今回ミスをしてしまったが、建設局としては違算を撲滅するつもりで一生懸命やっていく。

その上で財政局と連携して、もう少しよい入札の方法がないのか、今後協議していきたいと考えている。

(要望)

しっかり対応してもらいたい。

建設局終了

11時43分

意見取りまとめ

11時43分

(1) 付託議案審査について

・議案第72号、議案81号及び議案第82号、以上3件については、いずれも全会一致で可決または同意すべきものと決定。

(2) 陳情報告について

・陳情第25号について報告

(3) 閉会中継続調査について

・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

(4) 委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

11時46分

正副委員長退任挨拶

11時46分

閉会

11時47分